

議案第22号

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

令和5年4月1日付け組織改正に伴い、世田谷区教育委員会事務局組織規則を一部改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

教育総務課

学校健康推進課

教育環境課

生涯学習課

学校職員課

教育指導課

学務課

地域学校連携課

教育相談課

教育研究・ICT推進課

支援教育課

乳幼児教育・保育支援課

第3条の見出しを「（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長等の職及び職責）」に改め、同条第1項を次のように改める。

事務局に教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長を置く。

第3条第2項を削り、同条第3項中「担当部長」を「教育監、担当部長」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「教育総務部長」を「教育政策・生涯学習部長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「教育政策部長、生涯学習部長」を「学校教育部長、教育総合センター長」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第5条第4項及び第6項中「乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課」を「教育相談課、教育研究・ICT推進課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課」に改め、同条第7項中「生涯学習・地域学校連携課」を「生涯学習課」に改める。

第7条第1項の表以外の部分中「学務課、学校健康推進課及び教育環境課」を「学校健康推進課、教育環境課及び生涯学習課」に改め、同表教育総務課の部調整系の項

第3号、第4号及び第7号中「教育政策部長及び生涯学習部長」を「学校教育部長及び教育総合センター長」に改め、同項第10号及び第11号中「の調整」を削り、同項第16号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 教育委員会が任命する幼稚園教育職員及び会計年度任用職員の服務監察に関すること。

第7条第1項の表学務課の部を削り、同表に次のように加える。

生涯学習課

社会教育係

- (1) 郷土資料館との連絡調整に関すること。
- (2) 生涯学習の計画及び調整に関すること。
- (3) 生涯学習・社会教育事業の推進に関すること。
- (4) 社会教育委員に関すること。
- (5) 青少年委員に関すること。
- (6) 青少年教育に関すること。
- (7) 成人教育に関すること。
- (8) P T A活動の推進に関すること。
- (9) 課内他の係等に属しないこと。

社会教育担当係長（社会教育主事）

- (1) 生涯学習・社会教育に係る助言及び指導に関すること。
- (2) 生涯学習・社会教育に関する計画及び事業の立案に当たって専門的立場からの参画に関すること。

団体支援・福祉教育担当係長

- (1) 社会教育関係団体（社会体育関係団体を除く。）の支援に関すること。
- (2) 音楽、美術その他文化の振興に関すること。
- (3) 福祉教育に関すること。
- (4) 障害者の学級に関すること。

文化財係

- (1) 文化財及び埋蔵文化財の保存、調査及び活用に関すること。
- (2) 文化財保護審議会に関すること。
- (3) 文化財保護団体に関すること。

- (4) 民家園係及び郷土資料館との文化財保護に係る調整に関すること。
- (5) 宇奈根考古資料室の管理運営に関すること。

民家園係

- (1) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の維持運営に関すること。
- (2) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の行事の開催に関すること。
- (3) 民俗資料の収集、調査及び活用に関すること。

第7条第2項の表以外の部分を次のように改める。

学校教育部長、学校職員課及び学校職員課の係、教育指導課及び教育指導課の係等、学務課及び学務課の係並びに地域学校連携課及び地域学校連携担当係長の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。

第7条第2項の表学校職員課の部職員係の項第1号中「教育ICT推進課、乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課」を「学務課及び地域学校連携課」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「教育政策部長」を「学校教育部長」に改め、同項第12号中「教育政策部長」を「学校教育部長」に、「教育ICT推進課、乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課」を「学務課及び地域学校連携課」に改め、同表教育ICT推進課の部から教育相談・支援課の部までを次のように改める。

学務課

学事係

- (1) 区立学校の維持運営に関すること。
- (2) 教材、教具及び管理備品の整備充実に関すること。
- (3) 要保護及び準要保護世帯の児童及び生徒の就学援助費に関すること。
- (4) 児童及び生徒の就学奨励費に関すること。
- (5) 課内他の係に属しないこと。

学校運営係

- (1) 連合行事に関すること。
- (2) 移動教室その他の校外学習に関すること。
- (3) 河口湖林間学園の維持運営に関すること。

就学係

- (1) 児童及び生徒の就学に関すること。

- (2) 学級編制に関すること（特別支援学級を除く。）。
- (3) 通学区域に関すること。
- (4) 海外帰国児童及び生徒の教育に関すること。

地域学校連携課

地域学校連携担当係長

- (1) 学校運営協議会の設置及び運営支援に関すること。
- (2) 学校支援地域本部に関すること。
- (3) 児童の放課後の遊び場並びに児童及び生徒の課外活動に関すること。
- (4) 区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。
- (5) 区立中学校の部活動への支援及び区立中学校の部活動の地域移行に関すること。
- (6) 区立小学校のスポーツ教室に関すること。
- (7) 区立学校施設の利用及び利用に係る調整に関すること。
- (8) 総合型地域スポーツ・文化クラブに関すること。

第7条第3項を次のように改める。

- 3 教育総合センター長、教育相談課及び教育相談課の係等、教育研究・ICT推進課及び教育研究・ICT推進課の担当係長等、支援教育課及び支援教育課の担当係長等並びに乳幼児教育・保育支援課及び乳幼児教育・保育支援課の担当係長等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。

教育相談課

教育総合センター管理係

- (1) 教育研究・ICT推進課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課との連絡調整に関すること。
- (2) 教育総合センター長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関すること。
- (3) 教育総合センター長の担当事務に係る事務改善に関すること。
- (4) 教育総合センター長の担当事務に係る予算、決算及び会計に関すること。
- (5) 教育総合センターの維持管理に関すること。
- (6) 教育総合センター長の担当事務のうち、教育研究・ICT推進課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課並びに課内他の係等に属しないこと。

教育相談係

- (1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 教育相談に係る事務事業に関すること。
- (3) 教育相談に係る学務課及び教育指導課との連絡調整に関すること。
- (4) 不登校児童・生徒の教育に関すること。

指導主事

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 教育に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。

教育研究・ICT推進課

教育ICT推進担当係長

- (1) 事務局並びに区立幼稚園及び区立学校の情報化に係る政策の企画及び調整に関すること。
- (2) 区立学校の教育ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。
- (3) 区立学校の校務ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。
- (4) 課内他の担当係長等に属しないこと。

教育研究・研修推進担当係長

- (1) 学校経営、研究及び研修の支援並びにこれらの改善に関すること。
- (2) 教育に関する調査及び研究に関すること。

事業推進担当係長

- (1) 教育総合センターに係る事業（教育相談課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課並びに課内他の担当係長等が行うものを除く。）の推進及び調整に関すること。

指導主事

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 教職員の研修計画に関すること。
- (3) 教育に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に

関すること。

支援教育課

支援教育担当係長

- (1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 特別支援学級の維持運営に関すること。
- (3) 特別支援学級の学級編制に関すること。
- (4) 就学相談に関すること。
- (5) 特別支援教育の推進に関すること。
- (6) 指導主事に属しないこと。

指導主事

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 教育に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。

乳幼児教育・保育支援課

乳幼児教育・保育支援担当係長

- (1) 区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関すること。
- (2) 乳幼児教育・保育施策に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 区立幼稚園の用途転換等に係る計画の推進に関すること。
- (4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。
- (5) 課内他の担当係長等に属しないこと。

指導主事

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関すること。
- (3) 乳幼児教育・保育施策の推進に関すること。
- (4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。
- (5) 教育に関する調査及び研究に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に

関すること。

乳幼児教育担当係長

(1) 乳幼児教育・保育施策の推進及び幼稚園、保育所等との連携に関すること。

第8条（見出しを含む。）中「文書等」を「公文書等」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（個人情報の取扱い）

第9条 個人情報の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育委員会事務局組織規則 平成4年3月25日世教委規則第1号</p> <p>改正</p> <p>平成4年12月25日世教委規則第19号 平成5年3月25日世教委規則第1号 平成6年3月30日世教委規則第3号 平成7年3月31日世教委規則第7号 平成8年3月29日世教委規則第1号 平成8年10月17日世教委規則第4号 平成9年3月27日世教委規則第1号 平成10年3月26日世教委規則第1号 平成10年7月29日世教委規則第10号 平成11年1月27日世教委規則第1号 平成11年3月25日世教委規則第2号 平成12年3月30日世教委規則第2号 平成13年3月28日世教委規則第4号 平成13年9月28日世教委規則第19号 平成14年1月10日世教委規則第2号 平成14年3月29日世教委規則第6号 平成15年3月25日世教委規則第1号 平成15年10月17日世教委規則第7号 平成16年3月25日世教委規則第4号 平成17年3月25日世教委規則第5号 平成18年3月17日世教委規則第2号 平成19年3月23日世教委規則第1号 平成20年3月27日世教委規則第6号</p>	<p>○世田谷区教育委員会事務局組織規則 平成4年3月25日世教委規則第1号</p> <p>改正</p> <p>平成4年12月25日世教委規則第19号 平成5年3月25日世教委規則第1号 平成6年3月30日世教委規則第3号 平成7年3月31日世教委規則第7号 平成8年3月29日世教委規則第1号 平成8年10月17日世教委規則第4号 平成9年3月27日世教委規則第1号 平成10年3月26日世教委規則第1号 平成10年7月29日世教委規則第10号 平成11年1月27日世教委規則第1号 平成11年3月25日世教委規則第2号 平成12年3月30日世教委規則第2号 平成13年3月28日世教委規則第4号 平成13年9月28日世教委規則第19号 平成14年1月10日世教委規則第2号 平成14年3月29日世教委規則第6号 平成15年3月25日世教委規則第1号 平成15年10月17日世教委規則第7号 平成16年3月25日世教委規則第4号 平成17年3月25日世教委規則第5号 平成18年3月17日世教委規則第2号 平成19年3月23日世教委規則第1号 平成20年3月27日世教委規則第6号</p>

改正後	改正前
<p>平成21年3月27日世教委規則第4号 平成22年3月29日世教委規則第10号 平成24年3月30日世教委規則第3号 平成25年3月29日世教委規則第1号 平成26年3月14日世教委規則第2号 平成27年3月13日世教委規則第7号 平成28年3月25日世教委規則第8号 平成29年3月17日世教委規則第4号 平成30年3月30日世教委規則第6号 平成30年11月30日世教委規則第14号 平成31年3月29日世教委規則第4号 令和2年3月24日世教委規則第9号 令和3年3月29日世教委規則第2号 令和3年12月10日世教委規則第15号 令和4年3月11日世教委規則第3号 <u>令和5年3月29日世教委規則第〇号</u></p>	<p>平成21年3月27日世教委規則第4号 平成22年3月29日世教委規則第10号 平成24年3月30日世教委規則第3号 平成25年3月29日世教委規則第1号 平成26年3月14日世教委規則第2号 平成27年3月13日世教委規則第7号 平成28年3月25日世教委規則第8号 平成29年3月17日世教委規則第4号 平成30年3月30日世教委規則第6号 平成30年11月30日世教委規則第14号 平成31年3月29日世教委規則第4号 令和2年3月24日世教委規則第9号 令和3年3月29日世教委規則第2号 令和3年12月10日世教委規則第15号 令和4年3月11日世教委規則第3号</p>
<p>世田谷区教育委員会事務局組織規則 世田谷区教育委員会事務局処務規則（昭和55年4月世田谷区教育委員会規則第1号）の全部を改正する。 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、世田谷区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他に関し規定することを目的とする。 （課の設置等） 第2条 事務局に次の課を置く。 教育総務課 学校健康推進課</p>	<p>世田谷区教育委員会事務局組織規則 世田谷区教育委員会事務局処務規則（昭和55年4月世田谷区教育委員会規則第1号）の全部を改正する。 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、世田谷区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他に関し規定することを目的とする。 （課の設置等） 第2条 事務局に次の課を置く。 教育総務課 学務課</p>

改正後	改正前
<p>教育環境課 <u>生涯学習課</u> 学校職員課 教育指導課 <u>学務課</u> <u>地域学校連携課</u> <u>教育相談課</u> <u>教育研究・ICT推進課</u> <u>支援教育課</u> 乳幼児教育・保育支援課</p> <p>2 前項の課の係等は、第7条に定めるとおりとする。 (教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長等の職及び職責)</p> <p>第3条 事務局に教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長を置く。</p> <p>2 事務局に教育監、担当部長及び参事を置くことができる。</p> <p>削除</p> <p>3 教育政策・生涯学習部長は、世田谷区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>4 学校教育部長、教育総合センター長及び担当部長は、教育長の命を受け、担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5 教育監は、教育長の命を受け、教育政策に係る専門的事項に関し、教育長を補佐する。</p> <p>6 参事は、教育長の命を受け、担任の事務を掌理する。 (課長等の職及び職責)</p> <p>第4条 課に課長を置く。</p> <p>2 事務局に副参事を置くことができる。</p>	<p>学校健康推進課 教育環境課 学校職員課 教育指導課 教育ICT推進課 乳幼児教育・保育支援課 教育研究・研修課 教育相談・支援課 生涯学習・地域学校連携課</p> <p>2 前項の課の係等は、第7条に定めるとおりとする。 (教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長、教育監等の職及び職責)</p> <p>第3条 事務局に教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長を置く。</p> <p>2 事務局に教育監を置く。</p> <p>3 事務局に担当部長及び参事を置くことができる。</p> <p>4 教育総務部長は、世田谷区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5 教育政策部長、生涯学習部長及び担当部長は、教育長の命を受け、担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 教育監は、教育長の命を受け、教育政策に係る専門的事項に関し、教育長を補佐する。</p> <p>7 参事は、教育長の命を受け、担任の事務を掌理する。 (課長等の職及び職責)</p> <p>第4条 課に課長を置く。</p> <p>2 事務局に副参事を置くことができる。</p>

改正後	改正前
3 課長は、上司の命を受け、その課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	3 課長は、上司の命を受け、その課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。 (係長等の職及び職責)	4 副参事は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。 (係長等の職及び職責)
第5条 係に係長を置く。	第5条 係に係長を置く。
2 課に担当係長を置くことができる。	2 課に担当係長を置くことができる。
3 係(係を置かないところにあつては、課)に主査を置くことができる。	3 係(係を置かないところにあつては、課)に主査を置くことができる。
4 教育指導課、教育相談課、教育研究・ICT推進課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課に統括指導主事を置くことができる。	4 教育指導課、乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課に統括指導主事を置くことができる。
5 教育指導課に指導主事を置く。	5 教育指導課に指導主事を置く。
6 教育相談課、教育研究・ICT推進課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課に指導主事を置くことができる。	6 乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課に指導主事を置くことができる。
7 生涯学習課に社会教育主事を置く。	7 生涯学習・地域学校連携課に社会教育主事を置く。
8 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。	8 係長は、上司の命を受け、その係の事務を掌理する。
9 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。	9 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。
10 主査は、上司の命を受け、その係の事務又は担当係長の担任の事務のうち、専門的な事務等処理する。	10 主査は、上司の命を受け、その係の事務又は担当係長の担任の事務のうち、専門的な事務等処理する。
11 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。	11 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。
12 指導主事は、上司の命を受け、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。	12 指導主事は、上司の命を受け、学校教育の指導内容に関する職務に従事する。
13 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に関する職務に従事する。 (その他の職員の職責)	13 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育に関する職務に従事する。 (その他の職員の職責)
第6条 前3条に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。 (事務局の各課の分掌事務等)	第6条 前3条に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。 (事務局の各課の分掌事務等)

改正後	改正前
<p>第7条 事務局の各課（教育総務課、学校健康推進課、教育環境課及び生涯学習課に限る。）及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 調整係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局内他の課及び教育機関との連絡調整に関すること。 (2) 区長部局及び他の行政委員会等との連絡調整に関すること。 (3) 事務局の事務事業（学校教育部長及び教育総合センター長の担当事務に係るものを除く。）の進行管理に関すること。 (4) 事務局の事務改善（学校教育部長及び教育総合センター長の担当事務に係るものを除く。）に関すること。 (5) 世田谷区教育委員会の会議及び秘書に関すること。 (6) 事務局の予算、決算及び会計の総括に関すること。 (7) 事務局の予算、決算及び会計（学校教育部長及び教育総合センター長の担当事務に係るものを除く。）に関すること。 (8) 事務局の職員及び教育機関（区立幼稚園並びに区立小学校及び区立中学校（以下「区立学校」という。）を除く。）に勤務する職員の人事及び福利厚生に関すること。 (9) 文書等に係る取扱いの調整に関すること。 (10) 情報公開制度に関すること。 (11) 個人情報保護制度に関すること。 (12) 公印に関すること。 (13) 教育機関の設置、廃止及び位置変更に関すること。 (14) 教育行政に関する相談に関すること。 (15) 子どもの人権擁護委員に関すること。 (16) 教育委員会が任命する幼稚園教育職員及び会計年度任用 	<p>第7条 事務局の各課（教育総務課、学務課、学校健康推進課及び教育環境課に限る。）及びその係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 調整係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務局内他の課及び教育機関との連絡調整に関すること。 (2) 区長部局及び他の行政委員会等との連絡調整に関すること。 (3) 事務局の事務事業（教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。）の進行管理に関すること。 (4) 事務局の事務改善（教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。）に関すること。 (5) 世田谷区教育委員会の会議及び秘書に関すること。 (6) 事務局の予算、決算及び会計の総括に関すること。 (7) 事務局の予算、決算及び会計（教育政策部長及び生涯学習部長の担当事務に係るものを除く。）に関すること。 (8) 事務局の職員及び教育機関（区立幼稚園並びに区立小学校及び区立中学校（以下「区立学校」という。）を除く。）に勤務する職員の人事及び福利厚生に関すること。 (9) 文書等に係る取扱いの調整に関すること。 (10) 情報公開制度の調整に関すること。 (11) 個人情報保護制度の調整に関すること。 (12) 公印に関すること。 (13) 教育機関の設置、廃止及び位置変更に関すること。 (14) 教育行政に関する相談に関すること。 (15) 子どもの人権擁護委員に関すること。

改正後	改正前
<p>職員の服務監察に関すること。</p> <p>(17) 事務局内他の課及び課内他の係等に属しないこと。</p> <p>教育計画・事務調整担当係長</p> <p>(1) 教育行政の総合的な計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 事務局の組織の調査及び改廃並びに事案の決定手続に関すること。</p> <p>(3) 教育行政に関する広報に関すること。</p> <p>(4) 校務改善の事務調整に関すること。</p> <p>経理係</p> <p>(1) 工事、製造、修繕その他の請負契約に関すること。</p> <p>(2) 車両その他の供給委託等の契約に関すること。</p> <p>(3) 不動産の借入れに関すること。</p> <p>(4) 物品の調達に関すること。</p> <p>(5) 物件検査に関すること。</p> <p>(6) 物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>(7) 不用品の処分に関すること。</p> <p>(8) 教育財産の管理の総括に関すること。</p> <p>(9) 教育財産の使用許可に関すること。</p> <p>(10) 教育財産に係る火災保険に関すること。</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>(16) 事務局内他の課及び課内他の係等に属しないこと。</p> <p>教育計画・事務調整担当係長</p> <p>(1) 教育行政の総合的な計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 事務局の組織の調査及び改廃並びに事案の決定手続に関すること。</p> <p>(3) 教育行政に関する広報に関すること。</p> <p>(4) 校務改善の事務調整に関すること。</p> <p>経理係</p> <p>(1) 工事、製造、修繕その他の請負契約に関すること。</p> <p>(2) 車両その他の供給委託等の契約に関すること。</p> <p>(3) 不動産の借入れに関すること。</p> <p>(4) 物品の調達に関すること。</p> <p>(5) 物件検査に関すること。</p> <p>(6) 物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>(7) 不用品の処分に関すること。</p> <p>(8) 教育財産の管理の総括に関すること。</p> <p>(9) 教育財産の使用許可に関すること。</p> <p>(10) 教育財産に係る火災保険に関すること。</p> <p>学務課</p> <p>学事係</p> <p>(1) 区立学校の維持運営に関すること。</p> <p>(2) 教材、教具及び管理備品の整備充実に関すること。</p> <p>(3) 要保護及び準要保護世帯の児童及び生徒の就学援助費に関すること。</p> <p>(4) 児童及び生徒の就学奨励費に関すること。</p> <p>(5) 課内他の係等に属しないこと。</p> <p>学校運営係</p>

改正後	改正前
<p>削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除</p> <p>学校健康推進課 学校健康推進係</p> <p>(1) 学校保健衛生の事業計画及び調整に関する事 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事 (3) 世田谷区学校保健会に関する事 (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事 (5) 学校管理下における児童及び生徒の人身事故に関する事 (6) 課内他の係等に属しない事。</p> <p>学校給食係</p> <p>(1) 学校給食の計画及び運営に関する事 (2) 学校給食施設及び設備の維持運営に関する事 (3) 学校給食の栄養指導に関する事 (4) 学校給食調理場運営審議会に関する事 (5) 学校給食調理場との連絡調整に関する事。</p> <p>公会計担当係長</p> <p>(1) 学校給食費の収納及び管理に関する事。</p> <p>教育環境課 教育環境担当係長</p>	<p>(1) 連合行事に関する事。 (2) 移動教室その他の校外学習に関する事。 (3) 区立校外学園の維持運営に関する事。</p> <p>就学係</p> <p>(1) 児童及び生徒の就学に関する事。 (2) 学級編制に関する事（特別支援学級を除く。） (3) 通学区域に関する事。 (4) 海外帰国児童及び生徒の教育に関する事。</p> <p>学校健康推進課 学校健康推進係</p> <p>(1) 学校保健衛生の事業計画及び調整に関する事。 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (3) 世田谷区学校保健会に関する事。 (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。 (5) 学校管理下における児童及び生徒の人身事故に関する事 (6) 課内他の係等に属しない事。</p> <p>学校給食係</p> <p>(1) 学校給食の計画及び運営に関する事。 (2) 学校給食施設及び設備の維持運営に関する事。 (3) 学校給食の栄養指導に関する事。 (4) 学校給食調理場運営審議会に関する事。 (5) 学校給食調理場との連絡調整に関する事。</p> <p>公会計担当係長</p> <p>(1) 学校給食費の収納及び管理に関する事。</p> <p>教育環境課 教育環境担当係長</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> (1) 区立学校の適正配置等に係る計画、調整及び進行管理に関すること。 (2) 施設台帳の総括に関すること。 (3) 学校教育施設の用地取得に関すること。 (4) 義務教育施設整備基金に関すること。 (5) 学校教育施設の建設及び維持管理に関すること。 (6) 学校教育施設の増改築及び改修等に関すること。 (7) 学校教育施設の増改築及び改修に係る国庫補助に関すること。 (8) 学校教育施設の改築に係る基本構想に関すること。 (9) 工事検査に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区立学校の適正配置等に係る計画、調整及び進行管理に関すること。 (2) 施設台帳の総括に関すること。 (3) 学校教育施設の用地取得に関すること。 (4) 義務教育施設整備基金に関すること。 (5) 学校教育施設の建設及び維持管理に関すること。 (6) 学校教育施設の増改築及び改修等に関すること。 (7) 学校教育施設の増改築及び改修に係る国庫補助に関すること。 (8) 学校教育施設の改築に係る基本構想に関すること。 (9) 工事検査に関すること。
<p>生涯学習課</p>	
<p>社会教育係</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 郷土資料館との連絡調整に関すること。 (2) 生涯学習の計画及び調整に関すること。 (3) 生涯学習・社会教育事業の推進に関すること。 (4) 社会教育委員に関すること。 (5) 青少年委員に関すること。 (6) 青少年教育に関すること。 (7) 成人教育に関すること。 (8) P T A活動の推進に関すること。 (9) 課内他の係等に属しないこと。 	
<p>社会教育担当係長（社会教育主事）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習・社会教育に係る助言及び指導に関すること。 (2) 生涯学習・社会教育に関する計画及び事業の立案に当たって専門的立場からの参画に関すること。 	
<p>団体支援・福祉教育担当係長</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育関係団体（社会体育関係団体を除く。）の支援に 	

改正後	改正前
<p>関すること。</p> <p>(2) 音楽、美術その他文化の振興に関すること。</p> <p>(3) 福祉教育に関すること。</p> <p>(4) 障害者の学級に関すること。</p> <p>文化財係</p> <p>(1) 文化財及び埋蔵文化財の保存、調査及び活用に関すること。</p> <p>(2) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(3) 文化財保護団体に関すること。</p> <p>(4) 民家園係及び郷土資料館との文化財保護に係る調整に関すること。</p> <p>(5) 宇奈根考古資料室の管理運営に関すること。</p> <p>民家園係</p> <p>(1) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の維持運営に関すること。</p> <p>(2) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の行事の開催に関すること。</p> <p>(3) 民俗資料の収集、調査及び活用に関すること。</p> <p>2 学校教育部長、学校職員課及び学校職員課の係、教育指導課及び教育指導課の係等、学務課及び学務課の係並びに地域学校連携課及び地域学校連携担当係長の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校職員課 職員係</p> <p>(1) 教育指導課、学務課及び地域学校連携課との連絡調整に関すること。</p>	<p>2 教育政策部長、学校職員課及び学校職員課の係、教育指導課及び教育指導課の係等、教育 I C T 推進課及び教育 I C T 推進担当係長、乳幼児教育・保育支援課及び乳幼児教育・保育支援課の係等、教育研究・研修課及び教育研究・研修課の担当係長等並びに教育相談・支援課及び教育相談・支援課の係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校職員課 職員係</p> <p>(1) 教育指導課、教育 I C T 推進課、乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課との連絡調整に関</p>

改正後	改正前
<p>(2) 学校教育部長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関する こと。</p> <p>(3) 学校教育部長の担当事務に係る事務改善に関する こと。</p> <p>(4) 学校教育部長の担当事務に係る予算、決算及び会計に 関すること。</p> <p>(5) 区立学校との連絡調整に関する こと。</p> <p>(6) 学校職員（教職員を除く。以下同じ。）及び教職員（学校 栄養職員及び事務職員に限る。）の人事管理に関する こと。</p> <p>(7) 幼稚園教職員の人事管理に関する こと。</p> <p>(8) 幼稚園に係る講師及び補助教員の人事管理に関する こと。</p> <p>(9) 学校職員の研修に関する こと。</p> <p>(10) 学校職員及び教職員並びに児童及び生徒の表彰に関する こと。</p> <p>(11) 職員団体との連絡調整に関する こと。</p> <p>(12) 学校教育部長の担当事務のうち、教育指導課、学務課及 び地域学校連携課並びに課内他の係に属しないこと。</p>	<p>すること。</p> <p>(2) 教育政策部長の担当事務に係る事務事業の進行管理に 関すること。</p> <p>(3) 教育政策部長の担当事務に係る事務改善に関する こと。</p> <p>(4) 教育政策部長の担当事務に係る予算、決算及び会計に 関すること。</p> <p>(5) 区立学校との連絡調整に関する こと。</p> <p>(6) 学校職員（教職員を除く。以下同じ。）及び教職員（学校 栄養職員及び事務職員に限る。）の人事管理に関する こと。</p> <p>(7) 幼稚園教職員の人事管理に関する こと。</p> <p>(8) 幼稚園に係る講師及び補助教員の人事管理に関する こと。</p> <p>(9) 学校職員の研修に関する こと。</p> <p>(10) 学校職員及び教職員並びに児童及び生徒の表彰に関する こと。</p> <p>(11) 職員団体との連絡調整に関する こと。</p> <p>(12) 教育政策部長の担当事務のうち、教育指導課、教育 I C T 推進課、乳幼児教育・保育支援課、教育研究・研修課及び教 育相談・支援課並びに課内他の係に属しないこと。</p>
<p>教職員福利係</p>	<p>教職員福利係</p>
<p>(1) 学校職員及び教職員の福利厚生に関する こと。</p> <p>(2) 学校職員の共済組合、互助組合及び互助会に関する こと。</p> <p>(3) 学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償及び通勤災害 補償に関する こと。</p> <p>(4) 学校職員及び教職員の衛生管理に関する こと。</p> <p>(5) 学校職員及び教職員の被服貸与に関する こと。</p>	<p>(1) 学校職員及び教職員の福利厚生に関する こと。</p> <p>(2) 学校職員の共済組合、互助組合及び互助会に関する こと。</p> <p>(3) 学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償及び通勤災害 補償に関する こと。</p> <p>(4) 学校職員及び教職員の衛生管理に関する こと。</p> <p>(5) 学校職員及び教職員の被服貸与に関する こと。</p>
<p>教職員給与係</p>	<p>教職員給与係</p>
<p>(1) 学校職員及び教職員の給料、諸手当、旅費等の支給に 関</p>	<p>(1) 学校職員及び教職員の給料、諸手当、旅費等の支給に 関</p>

改正後	改正前
<p>すること。</p> <p>(2) 学校職員及び教職員の退職手当の支給に関すること。</p> <p>教育指導課 指導管理係</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。 (2) 学校経営の支援及び改善に関すること。 (3) 教科用図書の採択及び無償給与その他の教材の取扱いに関すること。 (4) 生活指導相談及び巡回教育相談に係る事務に関すること。 (5) 教育課程に関すること。 (6) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導等に係る事務に関すること。 (7) 課内他の係等に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。 (2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。 (3) 教職員の研修計画に関すること。 (4) 教科用図書採択その他の教材の取扱いに関すること。 (5) 生活指導相談、巡回教育相談その他教育相談に関すること。 (6) 教育に関する調査及び研究に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>人事係</p> <p>(1) 教職員（幼稚園教職員、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の任免、異動事務その他人事事務に関すること。</p>	<p>すること。</p> <p>(2) 学校職員及び教職員の退職手当の支給に関すること。</p> <p>教育指導課 指導管理係</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。 (2) 学校経営の支援及び改善に関すること。 (3) 教科用図書採択及び無償給与その他の教材の取扱いに関すること。 (4) 生活指導相談及び巡回教育相談に係る事務に関すること。 (5) 教育課程に関すること。 (6) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導等に係る事務に関すること。 (7) 課内他の係等に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。 (2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。 (3) 教職員の研修計画に関すること。 (4) 教科用図書採択その他の教材の取扱いに関すること。 (5) 生活指導相談、巡回教育相談その他教育相談に関すること。 (6) 教育に関する調査及び研究に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>人事係</p> <p>(1) 教職員（幼稚園教職員、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の任免、異動事務その他人事事務に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 講師及び補助教員（幼稚園に係る者を除く。）の任免その 他人事事務に関する事。</p> <p>(3) 教職員（幼稚園教職員、学校栄養職員及び事務職員を除 く。）の昇給及び昇格に関する事。</p> <p>(4) 教職員（幼稚園教職員を除く。）の服務監察に関する事 と。</p> <p>学務課</p> <p>学事係</p> <p>(1) 区立学校の維持運営に関する事。</p> <p>(2) 教材、教具及び管理備品の整備充実に関する事。</p> <p>(3) 要保護及び準要保護世帯の児童及び生徒の就学援助費に 関する事。</p> <p>(4) 児童及び生徒の就学奨励費に関する事。</p> <p>(5) 課内他の係に属しないこと。</p> <p>学校運営係</p> <p>(1) 連合行事に関する事。</p> <p>(2) 移動教室その他の校外学習に関する事。</p> <p>(3) 河口湖林間学園の維持運営に関する事。</p> <p>就学係</p> <p>(1) 児童及び生徒の就学に関する事。</p> <p>(2) 学級編制に関する事（特別支援学級を除く。）。</p> <p>(3) 通学区域に関する事。</p> <p>(4) 海外帰国児童及び生徒の教育に関する事。</p> <p>地域学校連携課</p> <p>地域学校連携担当係長</p> <p>(1) 学校運営協議会の設置及び運営支援に関する事。</p> <p>(2) 学校支援地域本部に関する事。</p> <p>(3) 児童の放課後の遊び場並びに児童及び生徒の課外活動に</p>	<p>(2) 講師及び補助教員（幼稚園に係る者を除く。）の任免その 他人事事務に関する事。</p> <p>(3) 教職員（幼稚園教職員、学校栄養職員及び事務職員を除 く。）の昇給及び昇格に関する事。</p> <p>(4) 教職員（幼稚園教職員を除く。）の服務監察に関する事 と。</p>

改正後	改正前
削除	事業推進担当係長
削除	(1) 教育総合センターに係る事業（学校職員課、教育指導課、
	教育ICT推進課、教育研究・研修課及び教育相談・支援課並
	びに課内他の係等が行うものを除く。）の推進及び調整に関
	すること。
削除	指導主事
削除	(1) 教育課程に関すること。
削除	(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関すること。
削除	(3) 乳幼児教育・保育施策の推進に関すること。
削除	(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。
削除	(5) 教育に関する調査及び研究に関すること。
削除	(6) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項
削除	の指導及び助言に関すること。
削除	乳幼児教育担当係長
削除	(1) 乳幼児教育・保育施策の推進及び幼稚園、保育所等との
削除	連携に関すること。
削除	教育研究・研修課
削除	教育研究・研修推進担当係長
削除	(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。
削除	(2) 学校経営、研究及び研修の支援並びにこれらの改善に関
削除	すること。
削除	(3) 教育に関する調査及び研究に関すること。
削除	(4) 指導主事に属しないこと。
削除	指導主事
削除	(1) 教育課程に関すること。
削除	(2) 教職員の研修計画に関すること。
削除	(3) 教育に関する調査及び研究に関すること。
削除	(4) 前3号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項

改正後	改正前
<p>削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 削除 3 教育総合センター長、教育相談課及び教育相談課の係等、教育研究・ICT推進課及び教育研究・ICT推進課の担当係長等、支援教育課及び支援教育課の担当係長等並びに乳幼児教育・保育支援課及び乳幼児教育・保育支援課の担当係長等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。 削除</p>	<p>の指導及び助言に関すること。 教育相談・支援課 教育相談係 (1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。 (2) 教育相談に係る事務事業に関すること。 (3) 教育相談に係る学務課及び教育指導課との連絡調整に関すること。 (4) 不登校児童・生徒の教育に関すること。 (5) 課内他の係等に属しないこと。 指導主事 (1) 教育課程に関すること。 (2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。 (3) 教育相談に関すること。 (4) 教育に関する調査及び研究に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。 教育支援担当係長 (1) 特別支援学級の維持運営に関すること。 (2) 特別支援学級の学級編制に関すること。 (3) 就学相談に関すること。 (4) 特別支援教育の推進に関すること。 3 生涯学習部長、生涯学習・地域学校連携課及び生涯学習・地域学校連携課の係等の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。 生涯学習・地域学校連携課</p>

改正後	改正前
削除	社会教育係
削除	(1) 中央図書館及び郷土資料館との連絡調整に関すること。
削除	(2) 生涯学習部長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関すること。
削除	(3) 生涯学習部長の担当事務に係る事務改善に関すること。
削除	(4) 生涯学習部長の担当事務に係る予算、決算及び会計に関すること。
削除	(5) 生涯学習の計画及び調整に関すること。
削除	(6) 生涯学習・社会教育事業の推進に関すること。
削除	(7) 社会教育委員に関すること。
削除	(8) 青少年委員に関すること。
削除	(9) 青少年教育に関すること。
削除	(10) 成人教育に関すること。
削除	(11) P T A活動の推進に関すること。
削除	(12) 課内他の係等に属しないこと。
削除	社会教育担当係長（社会教育主事）
削除	(1) 生涯学習・社会教育に係る助言及び指導に関すること。
削除	(2) 生涯学習・社会教育に関する計画及び事業の立案に当たって専門的立場からの参画に関すること。
削除	団体支援担当係長
削除	(1) 社会教育関係団体（社会体育関係団体を除く。）の支援に関すること。
削除	(2) 音楽、美術その他文化の振興に関すること。
削除	福祉教育担当係長
削除	(1) 福祉教育に関すること。
削除	(2) 障害者の学級に関すること。
削除	地域学校連携担当係長
削除	(1) 学校運営協議会の設置及び運営支援に関すること。

改正後	改正前
削除	(2) 児童の放課後の遊び場並びに児童及び生徒の課外活動に関すること。
削除	(3) 区内大学等との教育活動に係る連携に関すること。
削除	(4) 区立学校のスポーツ活動の支援に関すること。
削除	(5) 区立学校施設の利用及び利用に係る調整に関すること。
削除	(6) 総合型地域スポーツ・文化クラブに関すること。
削除	文化財係
削除	(1) 文化財及び埋蔵文化財の保存、調査及び活用に関すること。
削除	(2) 文化財保護審議会に関すること。
削除	(3) 文化財保護団体に関すること。
削除	(4) 民家園係及び郷土資料館との文化財保護に係る調整に関すること。
削除	(5) 宇奈根考古資料室の管理運営に関すること。
削除	民家園係
削除	(1) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の維持運営に関すること。
削除	(2) 次大夫堀公園民家園及び岡本公園民家園の行事の開催に関すること。
削除	(3) 民俗資料の収集、調査及び活用に関すること。
教育相談課	
教育総合センター管理係	
(1) 教育研究・ICT推進課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課との連絡調整に関すること。	
(2) 教育総合センター長の担当事務に係る事務事業の進行管理に関すること。	
(3) 教育総合センター長の担当事務に係る事務改善に関すること。	

改正後	改正前
<p>(4) 教育総合センター長の担 任事務に係る予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>(5) 教育総合センターの維持管理に関すること。</p> <p>(6) 教育総合センター長の担 任事務のうち、教育研究・ICT推進課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課並びに課内他の係等に属しないこと。</p> <p>教育相談係</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 教育相談に係る事務事業に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に係る学務課及び教育指導課との連絡調整に関すること。</p> <p>(4) 不登校児童・生徒の教育に関すること。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に関すること。</p> <p>(4) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>教育研究・ICT推進課</p> <p>教育ICT推進担当係長</p> <p><u>(1) 事務局並びに区立幼稚園及び区立学校の情報化に係る政策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 区立学校の教育ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(3) 区立学校の校務ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(4) 課内他の担当係長等に属しないこと。</p> <p>教育研究・研修推進担当係長</p> <p>(1) 学校経営、研究及び研修の支援並びにこれらの改善に関すること。</p> <p>(2) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>事業推進担当係長</p> <p>(1) 教育総合センターに係る事業（教育相談課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課並びに課内他の担当係長等が行うものを除く。）の推進及び調整に関すること。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 教職員の研修計画に関すること。</p> <p>(3) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>支援教育課</p> <p>支援教育担当係長</p> <p>(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 特別支援学級の維持運営に関すること。</p> <p>(3) 特別支援学級の学級編制に関すること。</p> <p>(4) 就学相談に関すること。</p> <p>(5) 特別支援教育の推進に関すること。</p> <p>(6) 指導主事に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導、生活指導及び進路指導に関すること。</p> <p>(3) 教育相談に関すること。</p>	

改正後	改正前
<p>(4) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>乳幼児教育・保育支援課</p> <p>乳幼児教育・保育支援担当係長</p> <p>(1) 区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関すること。</p> <p>(2) 乳幼児教育・保育施策に係る計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>(3) 区立幼稚園の用途転換等に係る計画の推進に関すること。</p> <p>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。</p> <p>(5) 課内他の担当係長等に属しないこと。</p> <p>指導主事</p> <p>(1) 教育課程に関すること。</p> <p>(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関すること。</p> <p>(3) 乳幼児教育・保育施策の推進に関すること。</p> <p>(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。</p> <p>(5) 教育に関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>乳幼児教育担当係長</p> <p>(1) 乳幼児教育・保育施策の推進及び幼稚園、保育所等との連携に関すること。</p> <p>(公文書等の取扱い)</p> <p>第8条 公文書等の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。</p> <p>(個人情報等の取扱い)</p>	<p>(文書等の取扱い)</p> <p>第8条 文書等の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。</p>

改正後	改正前
<p>第9条 個人情報の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。</p> <p>(サービス)</p> <p>第10条 職員のサービスについては、別に定める場合を除き、区長部局の職員の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年12月25日世教委規則第19号)</p> <p>この規則は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成5年3月25日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成6年3月30日世教委規則第3号)</p> <p>この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年3月31日世教委規則第7号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成8年3月29日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成8年10月17日世教委規則第4号)</p> <p>この規則は、平成8年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成9年3月27日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成10年3月26日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成10年7月29日世教委規則第10号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成11年1月27日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成11年2月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成11年3月25日世教委規則第2号)</p>	<p>(サービス)</p> <p>第9条 職員のサービスについては、別に定める場合を除き、区長部局の職員の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年12月25日世教委規則第19号)</p> <p>この規則は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成5年3月25日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成6年3月30日世教委規則第3号)</p> <p>この規則は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年3月31日世教委規則第7号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成8年3月29日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成8年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成8年10月17日世教委規則第4号)</p> <p>この規則は、平成8年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成9年3月27日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成10年3月26日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成10年7月29日世教委規則第10号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成11年1月27日世教委規則第1号)</p> <p>この規則は、平成11年2月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成11年3月25日世教委規則第2号)</p>

改正後	改正前
<p>この規則は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月30日世教委規則第2号）</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月28日世教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年9月28日世教委規則第19号）</p> <p>この規則は、平成13年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年1月10日世教委規則第2号）</p> <p>この規則は、平成14年1月11日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年3月29日世教委規則第6号）</p> <p>この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年3月25日世教委規則第1号）</p> <p>この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年10月17日世教委規則第7号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年3月25日世教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年3月25日世教委規則第5号）</p> <p>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月17日世教委規則第2号）</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月23日世教委規則第1号）</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月27日世教委規則第6号）</p> <p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年3月27日世教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年3月29日世教委規則第10号）</p>	<p>この規則は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月30日世教委規則第2号）</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月28日世教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年9月28日世教委規則第19号）</p> <p>この規則は、平成13年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年1月10日世教委規則第2号）</p> <p>この規則は、平成14年1月11日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年3月29日世教委規則第6号）</p> <p>この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年3月25日世教委規則第1号）</p> <p>この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年10月17日世教委規則第7号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年3月25日世教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年3月25日世教委規則第5号）</p> <p>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月17日世教委規則第2号）</p> <p>この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月23日世教委規則第1号）</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月27日世教委規則第6号）</p> <p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成21年3月27日世教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年3月29日世教委規則第10号）</p>

改正後	改正前
<p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日世教委規則第3号）</p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年3月29日世教委規則第1号）</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年3月14日世教委規則第2号）</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月13日世教委規則第7号）</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月25日世教委規則第8号）</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月17日世教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日世教委規則第6号）</p> <p>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年11月30日世教委規則第14号）</p> <p>この規則は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年3月29日世教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月24日世教委規則第9号）</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月29日世教委規則第2号）</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年12月10日世教委規則第15号）</p> <p>この規則は、令和3年12月20日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年3月11日世教委規則第3号）</p> <p>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和5年3月29日世教委規則第〇号）</u></p>	<p>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日世教委規則第3号）</p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年3月29日世教委規則第1号）</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成26年3月14日世教委規則第2号）</p> <p>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成27年3月13日世教委規則第7号）</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月25日世教委規則第8号）</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月17日世教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日世教委規則第6号）</p> <p>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年11月30日世教委規則第14号）</p> <p>この規則は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成31年3月29日世教委規則第4号）</p> <p>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和2年3月24日世教委規則第9号）</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月29日世教委規則第2号）</p> <p>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年12月10日世教委規則第15号）</p> <p>この規則は、令和3年12月20日から施行する。</p> <p>附 則（令和4年3月11日世教委規則第3号）</p> <p>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u>	

所管部	現行組織	改正組織	改正内容
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 教育監 教育総務部 <ul style="list-style-type: none"> 教育総務課 学務課 学校健康推進課 教育環境課 <ul style="list-style-type: none"> 教育環境担当係長 (5) 副参事 (教育施設担当) 副参事 (領域連携担当) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育政策・生涯学習部 <ul style="list-style-type: none"> 教育総務課 学校健康推進課 教育環境課 <ul style="list-style-type: none"> 教育環境担当係長 (7) 生涯学習課 <ul style="list-style-type: none"> 社会教育係 <ul style="list-style-type: none"> 社会教育担当係長 (2) 団体支援・福祉教育担当係長 (1) 文化財係 民家園係 郷土資料館 中央図書館 副参事 (教育施設担当) 副参事 (領域連携担当) 副参事 (地域生涯学習推進担当) (5) 	<p>◆国 (文部科学省) からの派遣 (割愛採用) により、引き続き国との調整機能が確保でき、かつ専門性や幅広い知見を活かしながら、三部の連携を強化し一層の学校教育の推進が図れることから、教育監を廃止する。</p> <p>◆教育委員会事務局は、教育計画、教育環境、生涯学習を整備、推進する教育政策・生涯学習部、学校教育の本体を司る学校教育部、子ども・保護者・教員への支援、地域や大学・企業等との連携推進等の機能を一層強化する教育総合センターの三部体制とする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 教育政策部 <ul style="list-style-type: none"> 学校職員課 教育指導課 教育ICT推進課 <ul style="list-style-type: none"> 教育ICT推進担当係長 (2) 乳幼児教育・保育支援課 <ul style="list-style-type: none"> 教育総合センター管理係 事業推進担当係長 (1) 教育研究・研修課 <ul style="list-style-type: none"> 教育研究・研修推進担当係長 (1) 指導主事 (3) 教育相談・支援課 <ul style="list-style-type: none"> 教育相談係 教育支援担当係長 (4) 指導主事 (2) 副参事 (学校経営・教育支援担当) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育部 <ul style="list-style-type: none"> 学校職員課 教育指導課 学務課 <ul style="list-style-type: none"> 地域学校連携課 <ul style="list-style-type: none"> 地域学校連携担当係長 (3) 副参事 (学校経営・教育支援担当) 副参事 (スポーツ推進担当) 	<p>◆教育政策・生涯学習部は、教育委員会の統括、施設の改築ほか、生涯学習部を改組し、生涯学習・地域学校連携課のうち、生涯学習・社会教育部門を生涯学習課とし、中央図書館を併せた体制とする。</p> <p>◆教育環境の充実を図り、今後の学校改築計画及び改修計画を策定するため、教育環境担当係長を増設する。</p> <p>◆生涯学習課は、生涯学習・社会教育に関する体制とし、社会教育施策を機動的に進めるために、団体支援担当係長を、福祉教育担当係長と統合し、団体支援・福祉教育担当係長とする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 教育総合センター担当参事 生涯学習部 <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習・地域学校連携課 <ul style="list-style-type: none"> 社会教育係 <ul style="list-style-type: none"> 社会教育担当係長 (2) 団体支援担当係長 (1) 福祉教育担当係長 (1) 地域学校連携担当係長 (2) 文化財係 民家園係 郷土資料館 中央図書館 副参事 (地域生涯学習推進担当) (5) 副参事 (スポーツ推進担当) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育総合センター <ul style="list-style-type: none"> 教育相談課 <ul style="list-style-type: none"> 教育総合センター管理係 教育相談係 指導主事 (1) 教育研究・ICT推進課 <ul style="list-style-type: none"> 教育ICT推進担当係長 (2) 教育研究・研修推進担当係長 (1) 事業推進担当係長 (1) 指導主事 (3) 支援教育課 <ul style="list-style-type: none"> 支援教育担当係長 (4) 指導主事 (1) 乳幼児教育・保育支援課 	<p>◆学校運営、就学に関する予算を執行する学務課を学校教育部へ移管し、学校運営に直接的に関わる体制とする。</p> <p>◆部活動の地域移行を推進するために、生涯学習・地域学校連携課の地域学校連携担当係長を増設して、その機能を地域学校連携課とし、副参事 (スポーツ推進担当) とともに学校教育部へ移管する。</p> <p>◆教育相談体制、不登校支援、特別支援教育の施策をさらに具体的に推進するため、教育相談・支援課を教育相談課、支援教育課に分割する。なお、乳幼児教育・保育支援課は、区の乳幼児教育施策を集中的に展開するため、教育総合センター管理係を教育相談課へ移管する。</p> <p>◆教育ICTに関するソフト、ハードのより密接な連携による教育の充実を目指すため、教育ICT推進課と教育研究・研修課を統合し、教育研究・ICT推進課とする。</p>